

案件

最高裁判決に対する生活保護費等の追加給付の対応について

生活福祉課

1. 政策等の背景・目的及び効果

平成25年8月に実施した生活扶助基準の見直しでは、3年かけて最大10%の引き下げを行う基準改定が実施され、この改定を不服として、平成26年に府内の生活保護受給者が国と市を相手取り、減額処分の取り消しなどを求めて提訴しました。その後、同様の訴訟が各地でも起こり、令和7年6月27日に最高裁は、国における判断の過程及び手続に過誤や欠落があったとして、平成25年に実施した原告に対する基準改定の決定を取り消す旨の判決が示されました。その判決を踏まえ、すべての自治体に対し新たな基準に基づき追加給付等を行う旨が示され、その実施に向けた体制等について報告するものです。

2. 内容

(1) 判決を踏まえた見直し概要

新たな基準として、当時の消費実態に基づく資料をもとに変動率を算定し、当時用いたデフレ調整による変動率との差額を追加給付することが示されました。(1世帯当たり概ね10万円)

※国がモデルケースにより試算したところ1世帯当たり約0.5万円～24万円の追加給付となる見込み

(2) 見直し対象世帯

- ① 平成25年8月1日から令和8年3月31日までの期間において保護を受給していた世帯（停廃止世帯も含む）
- ② 生活扶助基準と連動する中国残留邦人等に対する支援給付世帯（停廃止世帯も含む）

※見直し対象世帯のうち、死亡されている方は追加給付の対象外となります。

(3) 追加給付の手続き等

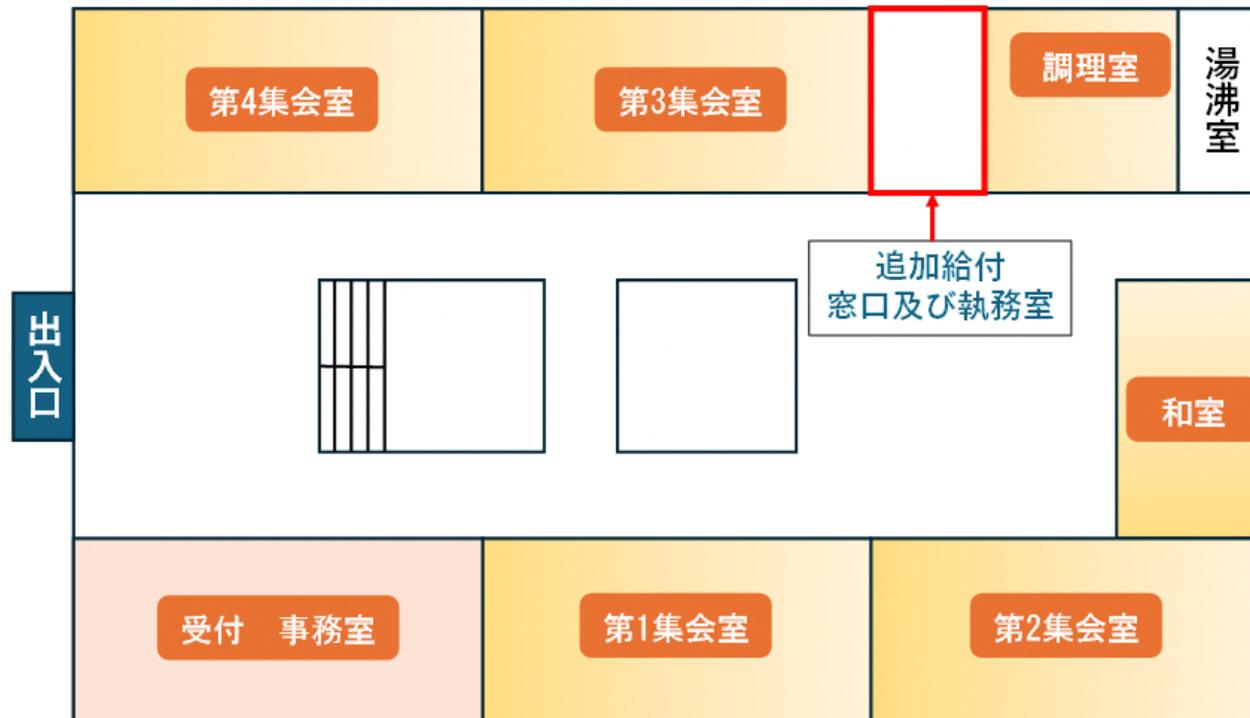
- ① 現在生活保護受給中の方は、世帯主に職権で追加給付を行います。
- ② 生活保護受給中以外の方は、保護受給当時の自治体に対し申出後、追加給付を行います。
なお、国の方針に従い、被保護者でない世帯へのプッシュ通知は行わない予定です。

(4) 実施体制

新たに追加給付サポートスタッフ(会計年度任用職員)を雇用し、対象となる世帯へ追加給付額の決定及び審査、電話や窓口での対応等を行います。

- 執務スペース: 市役所 第3分館 1階 調理室
- 業務開始日 : 令和8年4月から

市役所 第3分館 1階レイアウト



(5) 周知方法

- ① 保護を受給中の世帯には、令和8年3月末に全世帯へ追加給付制度のお知らせ文書送付
- ② 被保護者でない世帯には、令和8年3月にホームページやSNS等を活用し周知

3. 今後のスケジュール（予定）

令和8年（2026年）	2月	市民福祉委員協議会へ報告 原告へ追加給付決定通知発送（3月支払予定）
	3月	システム改修費等（令和7年度3月補正予算計上予定） 生活扶助費及び事務費等（令和8年度当初予算計上予定） 生活保護受給世帯へ周知（郵送） ホームページやSNS等で周知
	4月	原告以外への給付業務開始

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 健やかに、生きがいを持って暮らせるまち
施策目標6 誰もがいつまでも心身ともに健康に暮らせるまち



5. 関係法令・条例等

生活保護法、生活保護法施行令、生活保護法施行規則、生活保護法による保護の基準

6. 事業費・財源及びコスト

【令和7年度（2025年度）3月補正予算 計上予定】

《事業費》 生活保護システム等改修業務 6,600千円（委託料）

《財源》 国：10/10

【令和8年度（2026年度）当初予算 計上予定】

《事業費総額》 595,968千円

支出内訳

①生活扶助費、生活支援給付費 564,900千円（扶助費）

1世帯約10万円×月平均世帯数5,649世帯=564,900千円

②決定通知書等発送費用等 2,252千円（通信運搬費等）

③非常勤職員の雇上費用、正職員時間外手当 26,196千円（人件費）

④執務室内準備関係 2,620千円（庁用器具費等）

《財源》 ①国：423,675千円(3/4)、府：154千円(1/4)※、市：141,071千円(1/4)

②～④国：10/10 ※府負担金については、中核市となる以前（H25.8～H26.3）に居住地がない方等
に対して保護を適用していた負担分。財源は、国：3/4,府：1/4で適用。